

建設工事共同企業体運用基準

(平成6年4月1日区長決定)

(平成12年3月29日区長決定)

(平成17年3月31日区長決定)

(平成24年3月29日区長決定)

(令和2年2月7日区長決定)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区（以下「区」という。）が発注する建設工事のうち、複数建設事業者による技術力の結集により効果的な工事施工が確保できると認められる工事について、建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に対して発注することにより、大規模工事等の安定的・効率的な工事施工の確保及び区内中小建設事業者の受注機会の拡大並びに経営力・施工力の向上等を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 区が発注する建設工事のうち、共同企業体に対して発注することができる工事は、大規模工事であつてかつ技術的難度の高い工事その他工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる規模の工事とする。

(工事の規模)

第3条 前条に規定する共同企業体に対して工事の施工を発注できる工事の規模は、総務部長が別に定める。

(共同企業体の形態)

第4条 共同企業体は、共同施工方式による甲型共同企業体とする。

(共同企業体の性格)

第5条 共同企業体は、発注する建設工事（以下「発注工事」という。）ごとに結成する特定建設工事共同企業体とする。

(共同企業体の構成員の数)

第6条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、総務部長が別に定める。

(構成員の組合せ)

第7条 構成員の組合せは、工事の規模・性格等により、発注工事ごとに定める。

(構成員の資格)

第8条 構成員となることができる者の資格は、次のとおりとする。

(1) 発注工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。

(2) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、発注工事と同種の工事を施工した経験があること。

(3) 国、地方公共団体及び印紙税法(昭和42年5月31日法律第123号)別表第2に掲げる非課税法人が発注する工事について元請として一定の実績があること。

(4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(6) 次に掲げる事項に該当する事業者

ア 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱に基づく指名停止期間中でない事業者

イ 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でない事業者

ウ 区発注の工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従うこと等請負契約を誠実に履行する事業者

エ 区発注の工事請負契約につき、下請契約関係が適切であることが明確である事業者

オ アからエまでに掲げるもののほか、誠実な事業者

(7) 経営状況が著しく不健全でない事業者

(8) 発注案件と同種の契約を、区を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注案件が不履行となる恐れがないと認められる事業者

(共同企業体の結成)

第9条 共同企業体の構成員となる場合は、発注工事ごとに区が定めた構成員の資格を有する者が自主的に結成しなければならない。

(共同企業体構成員の出資比率)

第10条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度は、総務部長が別に定める。

2 発注工事の構成員ごとの出資比率は構成員の格付等級、施工能力、資力及び構成員の数に応じて構成員が自主的に定める。

(共同企業体の代表)

第11条 共同企業体の代表者は、構成員の東京都板橋区入札参加有資格者格付基準要綱(平成8年1月26日区長決定)に規定される格付等級(以下「格付等級」という。)が異なる場合は、格付等級が最上位の構成員、格付等級が同一の場合又は格付等級が定められていない場合は施工能力が最大の構成員とし、また、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(共同企業体の資格審査申請)

第12条 共同企業体を結成し、発注工事を希望する者は、指定する期日までに、総務部長が別に定める入札参加資格確認申請書、同種工事の施工実績、監理技術者(主任技術者)の資格及び工事経験、建設工事企業体協定書及び委任状を、区に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子調達案件については、指定する期日までに、建設工事共同請負入札参加資格審査申請を、電子調達システムにて区に提出するものとし、あらかじめ公告した提出書類(電磁的記録を含む。)を、区に提出するものとする。

(共同企業体の資格審査)

第13条 区は、前条の申請を受理したときは、直ちに資格審査を行い、有資格者と認められた場合は、当該共同企業体に、当該共同企業体の構成員のうちの代表者と同一の入札参加資格を与えるものとする。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この基準は、平成6年4月1日から実施する。

付 則

この基準の一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、令和2年2月21日から適用する。